

神戸市東灘区

御影小学校区
防災福祉コミュニティ
地域おたすけガイド

(災害初動対応計画)

平成 26 年 10 月作成

御影小学校区防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイドの作成について…

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



御影小学校区防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド

防コミ運営本部設置基準

- ・震度 5 弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合、地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。
- ・特別警報が出された場合。
- ・上記のほか、大雨等で神戸市に土砂災害警戒情報が発表された場合。

活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょ!!

防コミ運営本部 設置場所	本部:御影小学校(小学校内を避難所と本部設置場所に分ける) 支部:御影中学校		
ブロック本部設置場所 (以下、ブロックごとに 記入してください。別添 地図参照。)	東町(御影本町 1, 2 丁目): 御影東町会館 (御影本町 2 丁目)	弓場(御影本町 3, 4 目): 御影中学校 (御影中町 5 丁目)	中町(御影本町 5, 6 目): 御影本町五六会館 (御影本町 6 丁目)
	西町(御影本町 7, 8 丁目): 御影小学校(御影石町 3 丁 目)	浜石屋(御影石町 1, 2, 3 丁目):①御影小学校(御 影石町 3 丁目)②浜石屋自 治会館(御影石町 2 丁目)	塚町(御影塚町): 高嶋資料館(御影塚町 4 丁目)
防災資機材庫の場所: 各自治会館	東町: 御影東町会館 (御影本町 2 丁目)	弓場: 弓場会館 (御影本町 3 丁目)	中町: 御影本町五六会館 (御影本町 6 丁目)
	西町: 御影西町会館 (御影本町 8 丁目)	浜石屋: 浜石屋自治会館 (御影石町 2 丁目)	塚町: 東明会館 (御影塚町 2 丁目)
避難所	御影小学校	御影中学校	
100t貯水槽	御影小学校 (御影石町 3 丁目)	御影公園 (御影中町 5 丁目)	上中公園 (御影本町 6 丁目)
防災行政無線子局 (ラジオ型)	浜御影地域福祉センター		

御影小学校区防コミ 資機材リスト

定期的に点検し、訓練等で使用してください。

用途	品名	数量 (平成 26 年)	数量 (年)	数量 (年)
消火用	布バケツ			
救助用	スコップ	54		
	パール	30		
	折り畳み鋸	24		
	鋸	18		
	斧	2		
	ハンマー	12		
	簡易ジャッキ	6		
	つるはし	8		
	ボルトクリッパー	4		
	折り畳み担架	7		
	とび口	4		
	救助用ロープ	2		

今後の資機材整備方針

- ・将来的に小学校(運営本部)に防災資機材庫設置を検討する。
- ・本部役員が識別できる標章(オレンジベスト、オレンジヘルメット等)が必要。
- ・夜間発災用資機材の充実。

□は、その行動が完了したら✓をつける。

① 風水害

【災害発生前】

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、ブロック（自治会）長に伝達する。
- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また、各ブロックの活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える（人員確保等）。

3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合で、災害時要援護者が自ら避難できない場合は、各ブロックの活動班により避難誘導を実施する。

5 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材の確保や非常食等の確保をする。

【災害発生直後】

1 防コミ運営本部による指揮

- （【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。）
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロッ

クに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長（単位自治会長等）は「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、ブロック長に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

7 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる。
- 避難者名簿を作成する。

② 地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保。足元の安全、逃げ場の確認。
- 家族の安全を確認する。
- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。ブレーカーを落とす。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火に努める。
- ラジオなどで情報の確認。
- 非常持出し品袋の持出し。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、避難所にて募る。

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長（単位自治会長等）は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、ブロック長に伝達する。

- 伝令等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

*地震時は有線電話、携帯電話は使用不可の可能性もある。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
*ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 消火活動

- ブロック単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
*火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。*救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

7 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

9 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる
- 避難者名簿の作成



③ 津波

基本理念:「家単位てんでんこ」

家族が一緒の時間なら、家に居合わせた家族単位でまとまって避難する。

防コミとしては、2次災害の危険があるため、原則としてわざわざ海側に確認に行かない。

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 市からの情報が無くても、強い揺れや長い揺れを感じた時は、津波が発生すると判断し、あらかじめ定めた津波の影響を受けない場所「神戸市立御影小学校」に運営本部を設置する。
- 防災行政無線やテレビなどで情報収集できなくても、約1分以上の長い揺れを感じれば、避難する。
- 防コミ役員以外の市民は、とりあえず国道2号線より北へ避難する。
- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に集合した人に役割を与える。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から津波警報、津波注意報等を収集するとともに、有線電話、携帯電話等を使用して、ブロック長に伝達する。
- 43号線以南の状況は、43号線以南から避難した人から情報収集する。原則、43号線以南には戻らない。

3 消火活動

- 水バケツ、消火器で消火できる範囲（火炎が天井まで）であれば消火を試み、それ以上の規模になれば津波の危険性を鑑みて避難。

4 避難支援

- ブロック内の住民は、直ちに避難が困難な災害時要援護者の避難支援を

行うとともに、避難の際には「津波が来るから逃げろ！」等の呼びかけを行い、率先して避難する。

5 時間管理

- 救助活動の制限時間を設ける。
- 活動長期化を見据え、時間を区切ってメンバー交替制・ローテーションを検討する。

6 避難者に対して

- 避難者をグループ分けする（元気な避難者、支援が必要な避難者）。
- 必要があれば、元気な避難者を募り、無理のない範囲で防コミ活動に加わってもらう。

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・ 障がいのある方
- ・ 介護が必要な方
- ・ 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・ 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

④ 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を、見直す。

2 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮
- 同行避難してきたペットへの配慮
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所（次頁参照）を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

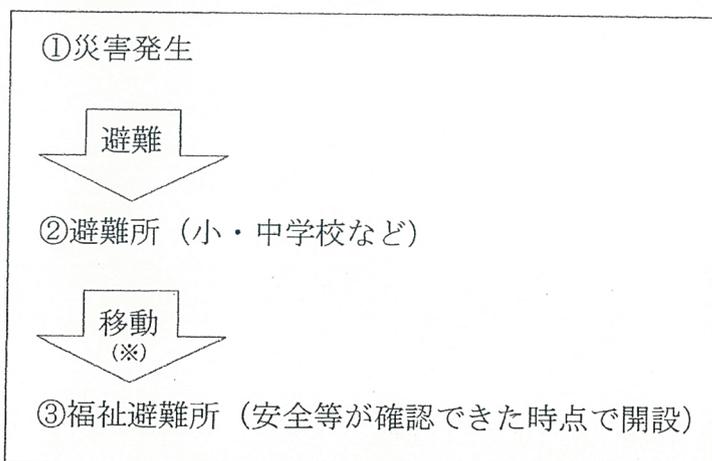
4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

福祉避難所とは

高齢者・障がい者・妊産婦など、何らかの特別な配慮を要する要援護者が一般の避難所では避難生活を送ることが困難なときに、市が別途用意する避難所（老人福祉施設や障害者施設、宿泊施設、地域福祉センター等）です。施設内の段差の解消や障害者用のトイレの設置などの配慮がされています。

福祉避難所利用までの流れ



- ①まずは、お近くの小学校などの一般の避難先（緊急避難場所や災害の危険性がない知人や親戚の家等）へ避難してください。
- ②自宅が被災して帰宅できない場合には、避難所へ避難してください。
- ③保健師等が、避難所での生活に支障をきたす要援護者の方を調査します。
- ④市は、災害の規模や福祉避難所として指定されている施設の被災状況等を確認し、安全等が確認できた段階で「福祉避難所」を開設します。
- ⑤本人やご家族の意向を確認し、福祉避難所へ移動していただく対象者を市が決定します。
- ⑥福祉避難所での受入が決定した方は、家族などの支援により移動していただきます。移動手段がない場合は、移送を要する要援護者の受付窓口へご相談ください。

(※) 福祉避難所へ移動していただく要援護者の方は、介護保険施設や病院などの医療機関に入所・入院に至らない程度の方を想定しています

情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 各ブロックからの情報収集

2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安 否 確 認

- 1 安否確認情報の収集
- 2 安否不明者の確認
 - (1) 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う
 - (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手順

- 1 外観の確認
建物に甚大な被害がないかを確認してください。
- 2 声かけ・呼びかけ確認
門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。
- 3 ドアをノックする
応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。
- 4 庭、勝手口等の確認
状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

救出・救護活動

- 1 ブロック、自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消 火 活 動

- 1 ブロック、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があったから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

災害時要援護者の避難支援

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。

避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者**
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 寝たきりの要介護高齢者**
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要
なことがある。
- 3 認知症の人**
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者**
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が
必要。
- 5 聴覚障がい者**
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達お
よび状況説明が必要。
- 6 言語障がい者**
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者**
避難所での電源確保が必要。